

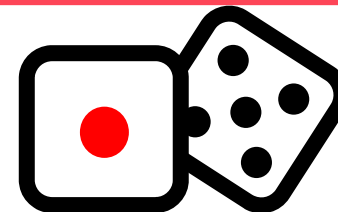


支援策も
いろいろ
紹介します!



食品小売業編

軽減税率等の準備のために



導入準備 開始

スケ
ジュールは？
目次

対応のポ
イントは？
P 1

対象品目？
適用税率？
P 2

自社商品
やシステ
ムを確認

包装材料の
取扱いは？
P 5

詰め合わせの
取扱いは？
P 6

税務署
に相談



食品と日
用品を一
括して値
引きする
場合は？
P 7

どんな補
助金があ
るの？
P 15

価格表示の
方法は？
P 14

適格請求書保
存方式とは？
P 13

区分記載請求書の
記載事項とは？
P 11

請求書等保存の
留意点を確認
P 9

媒介者等の適格
請求書等の特例
P 8



税務署
に相談

金融・税制特例などの
支援措置はあるの？
P 16

もっと詳しく知
りたいときは？
P 17

社員教育
の実施

導入準備 完了

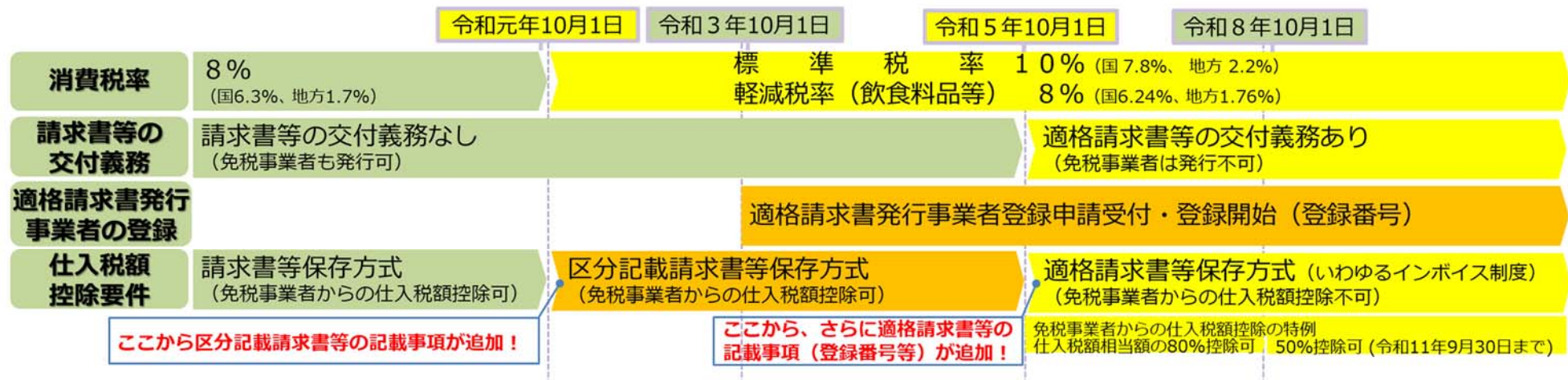
税務署への申請
や課税事業者の
登録など



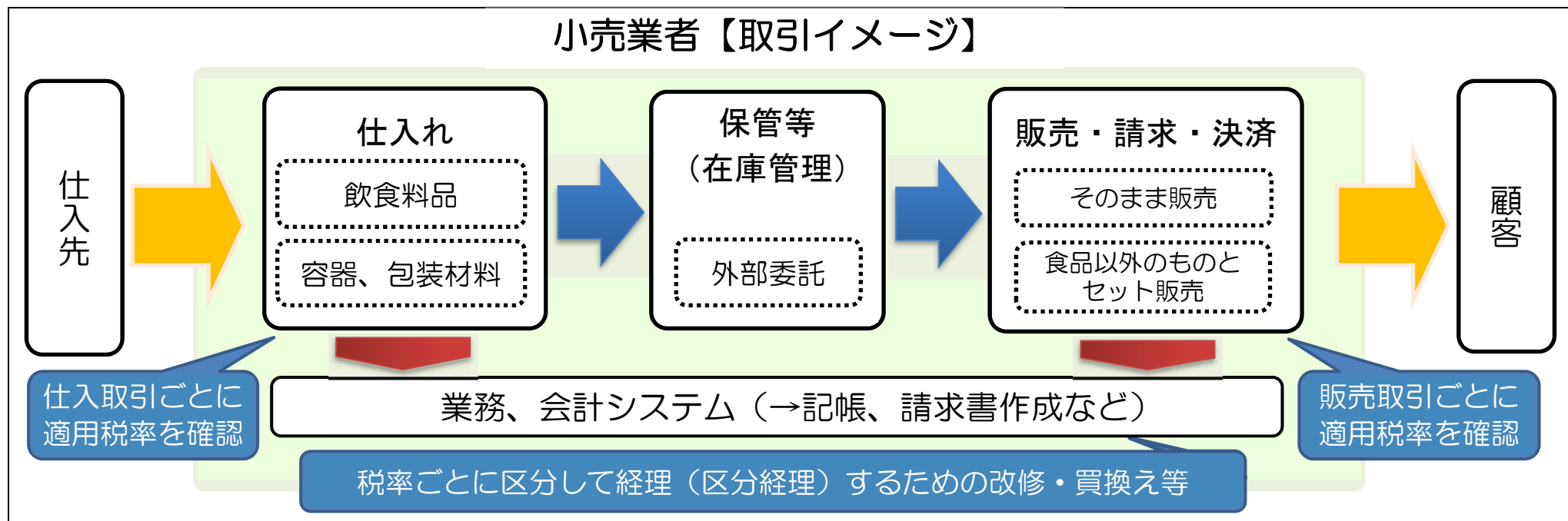
目 次

- 1 取引の流れと軽減税率対応のポイント・・・・・・・・・・ P 1
- 2 適用税率の判定に関する留意点・・・・・・・・・・ P 2
- 3 請求書等の保存に関する留意点・・・・・・・・・・ P 9
- 4 軽減税率制度の実施に伴う価格表示の留意点・・・・・・・・ P 1 4
- 5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置・・・・・・・・ P 1 5

【 軽減税率制度関連スケジュール 】



1 取引の流れと軽減税率対応のポイント



ポイント1 消費税額を計算するには、売上げに係る税額と仕入に係る税額を、税率ごとに区分する必要があります。このため、仕入、経費、販売の各取引について、軽減税率の対象となる取引の有無を確認しなければなりません。

仕入れ・経費

- 請求書等の各品目の適用税率に誤りがないか確認
- 税率等の記載がないものは取引先に確認 (請求書等へ追記可)

販売

- 販売する商品の適用税率を確認
- 一体資産、外食に該当する取引がないか確認

ポイント2 消費税の仕入税額控除の要件として、税率ごとに区分して必要事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

- 軽減税率に対応したレジの導入やシステムの改修等について検討 (中小企業・小規模事業者は軽減税率対策補助金の活用も検討 (P15))

適用税率の判定を正しく理解する必要があります。

「2 適用税率の判定に関する留意点」 (P2)

請求書等への記載事項を正しく理解する必要があります。

「3 請求書等の保存に関する留意点」 (P9)

2 適用税率の判定に関する留意点

○ 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」等の範囲

- ・ 軽減税率の適用対象は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行され定期購読される新聞」です。
- ・ 「飲食料品」※とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいいます。
- ・ ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用以外の用途で取引されるものは、飲食が可能であっても、「食品」には該当しません。

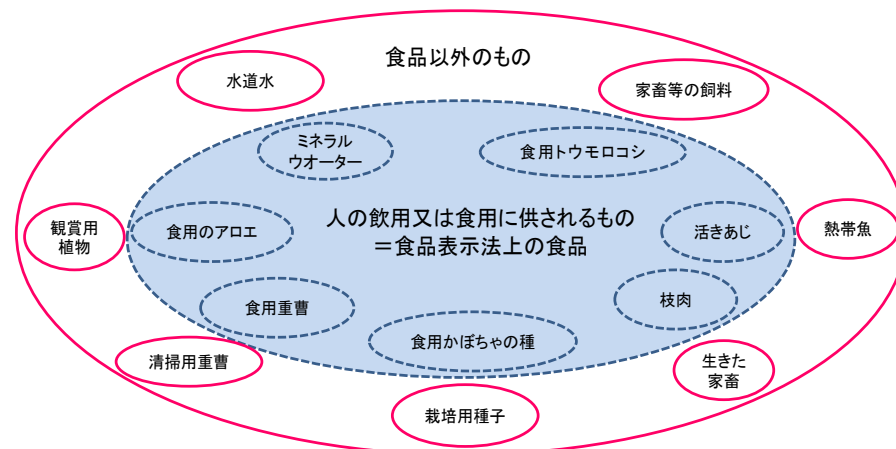
※ 「食品」と「食品」以外の資産が一の資産を形成、又は構成している一定の一体資産も含まれます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



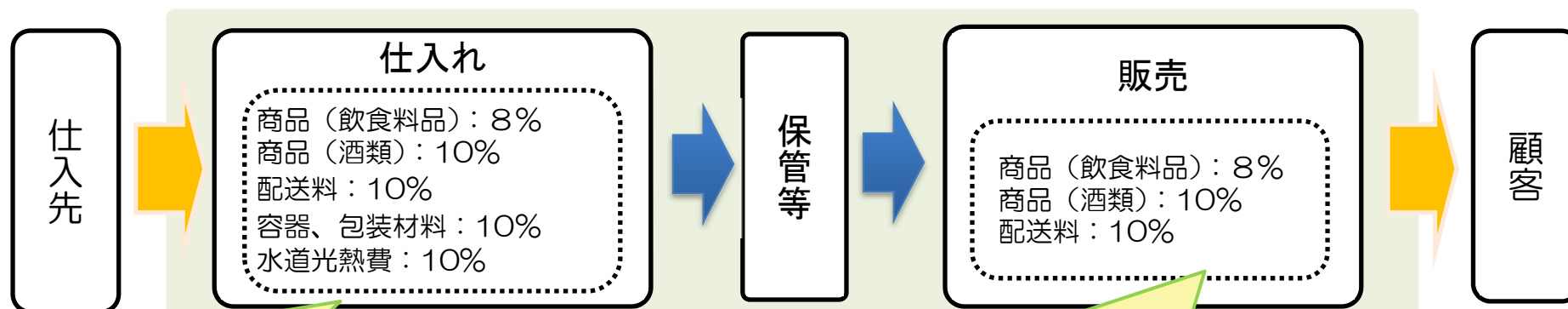
《食品の用途による判定イメージ》

＝色付き部分が、軽減税率の適用対象＝



○ 適用税率の判定時期

- ・ 軽減税率が適用されるか否かは、事業者が課税資産の譲渡等を行ったとき（取引時点）に判定します。



仕入先が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である小売業者の用途は関係ありません。

販売者である小売業者が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である顧客の用途は関係ありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

（適用税率の判定時期）

問 11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

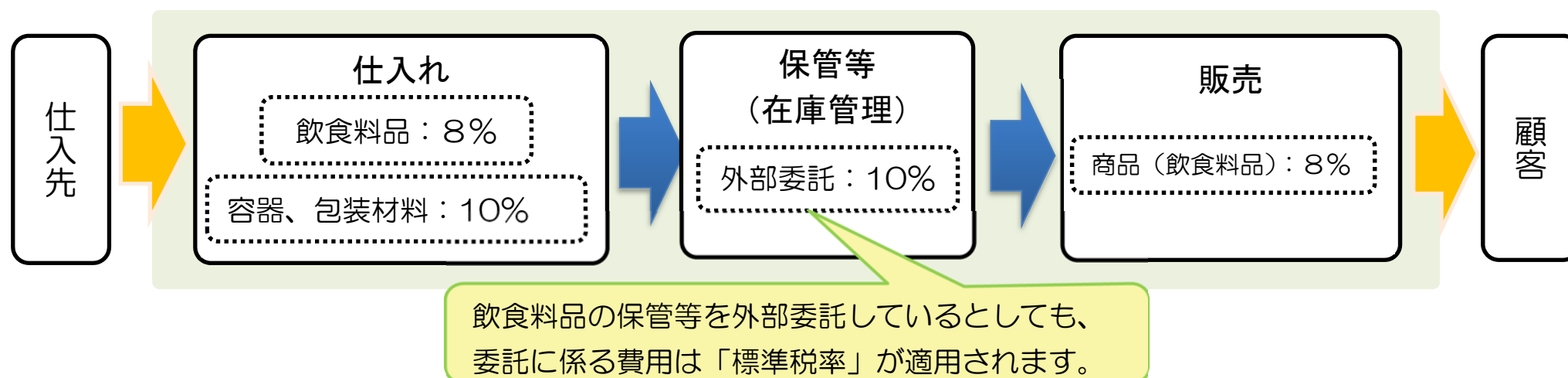
【答】軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

○ 保管等の外注委託の取扱い

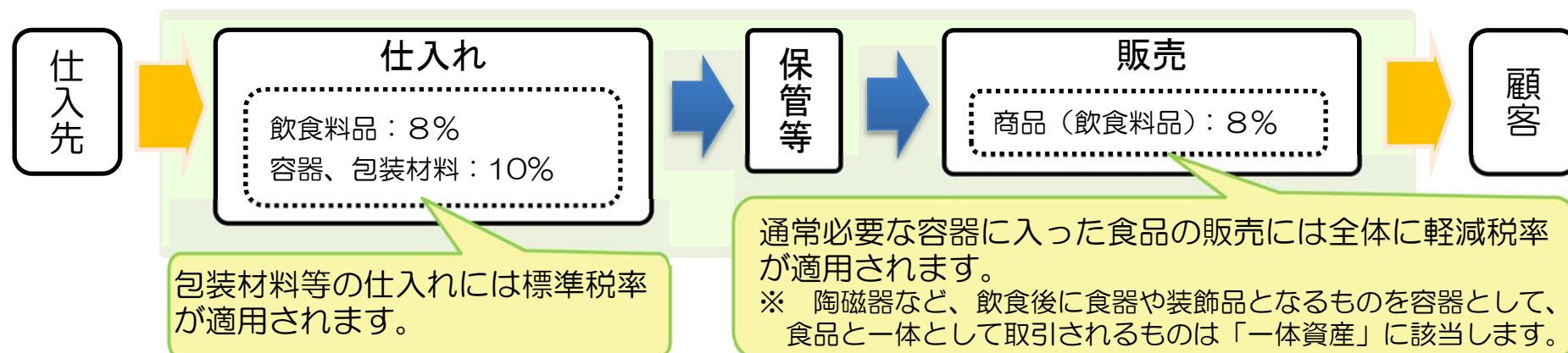
- ・ 保管等の外注委託に要する費用は、保管等という「役務提供」の対価であり、「飲食料品の譲渡」の対価ではないため、「標準税率」が適用されます。
- ・ 飲食料品（軽減税率の対象）の保管等を外部委託するための費用であっても、「標準税率」が適用されます。



飲食料品の販売に係る費用であっても、「役務提供」の対価に該当するものは、標準税率が適用されます。

○ 包装材料等の取扱い

- 飲食料品の販売に付帯して使用される容器、包装等（以下「包装材料等」といいます。）で通常必要なものは、これら包装材料等も含めその全体が「軽減税率」が適用される飲食料品の譲渡に該当します。
- 別途対価を定めて包装材料等の販売を行う場合は、「飲食料品の譲渡」ではないため、「標準税率」が適用されます。
 - ※ 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトルなど、包装材料等そのものの販売は、軽減税率の適用対象外です。
- 陶磁器やガラス食器など、飲食後に食器や装飾品として利用できる容器を食品と一体となって価格を提示し販売する場合は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすものに限り「軽減税率」が適用されます。



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（桐の箱の容器）

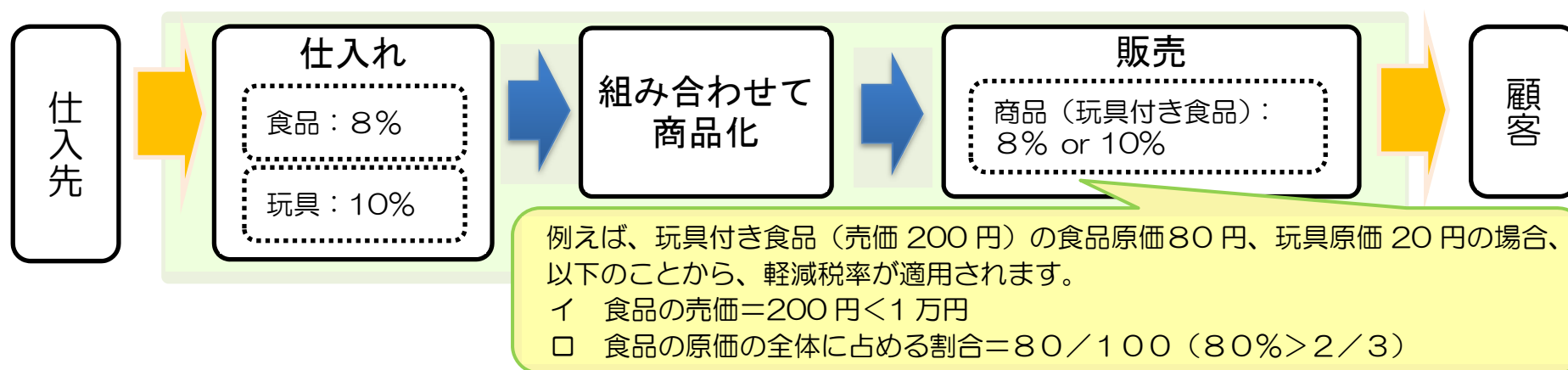
問 27 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

○ 「一体資産」の意義と適用税率の判定

- 一体資産とは、「食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」で、「一の資産としての価格のみが提示されているもの」をいいます。
- 一体資産の譲渡は、次のイ、ロの要件のいずれも満たすものに限り、軽減税率が適用されます。それ以外のものは、標準税率が適用されます。
 - イ その販売金額（税抜き）が1万円以下のもの
 - ロ 一体資産の価額のうち、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のもの
- 上記ロの割合については、事業者の販売実態等に応じ、例えば、次の割合などによって算定します。
 - (1) 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
 - (2) 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

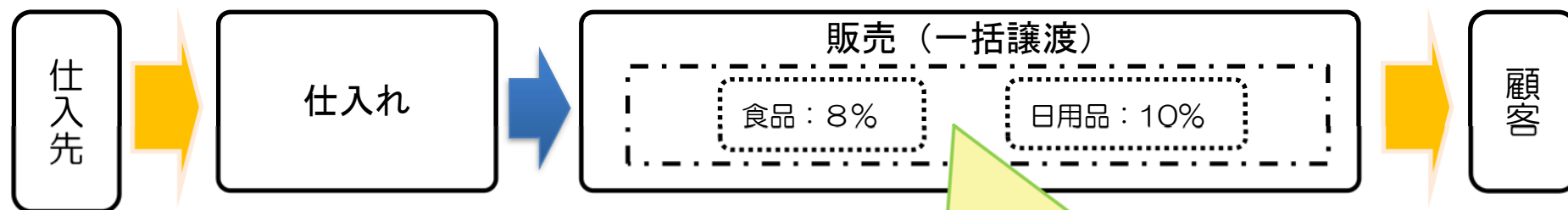
問 96 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

○ 一括譲渡時の一括値引

- 例えば、スーパーで肉・野菜などの食品と日用品を販売する場合など、食品と食品以外の商品を一括して販売（一括譲渡）したときは、その商品が食品であれば軽減税率が、食品以外のものであれば標準税率が適用されることとなります。
- 一括譲渡を行った場合に、対価の額の合計額から一括して値引きを行う場合（例えば、レジで 500 円の割引券の提示を受けて、値引きをする場合など）には、合理的に区分して、適用税率ごとの値引後の対価の額を算出する必要があります。

※ 領収書で、値引額又は値引後の対価の額が表示されていれば、合理的に区分されていることになります。



400 円の値引きができる割引券を発行しており、食品（売価 500 円）、日用品（売価 1,500 円）を一括して販売した際に、この割引券により値引きを行う場合

【値引対象を明らかにしているケース】

割引券に「食品から 400 円値引きいたします。」など記載され、値引対象がいずれの税率が明らかにされている場合は、値引額が区分されていることになります。

【合計額から一括して値引きをするケース】

割引券により、レジで購入した商品から一括して 400 円値引きする場合は、値引額を合理的に区分し、適用税率ごとの値引後の対価の額を算出します。

①値引額の区分：食品 100 円（400 円×500 円／（500 円+1,500 円））

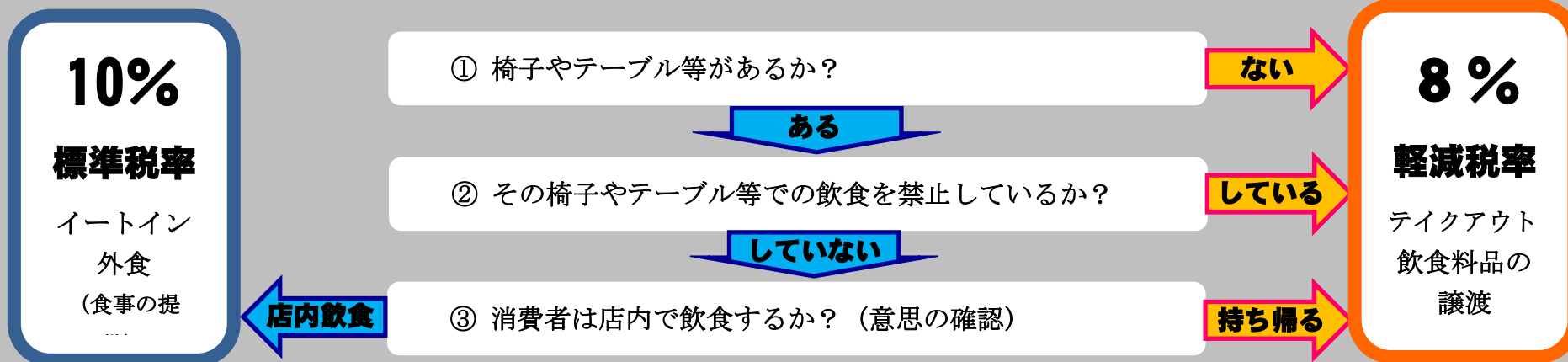
日用品 300 円（400 円×1,500 円／（500 円+1,500 円））

②値引後の対価の額：食品 400 円（500 円－100 円）、日用品 1,200 円（1,500 円－300 円）

○ イートイン・テイクアウトの判断

- ・「イートイン」は食事の提供となることから外食（食事の提供）扱いで標準税率（10％）が、「テイクアウト」は飲食料品の譲渡であるため軽減税率（8％）が、それぞれ適用されることとなります。
- ・以下の要件をいずれも満たす場合には、外食（食事の提供）と定義されることとなります。
 - ① テーブル・椅子・カウンターその他飲食に用いられる設備（飲食設備）のある場所で、
 - ② 飲食料品を飲食させる役務の提供が行われていること

<適用税率の考え方>



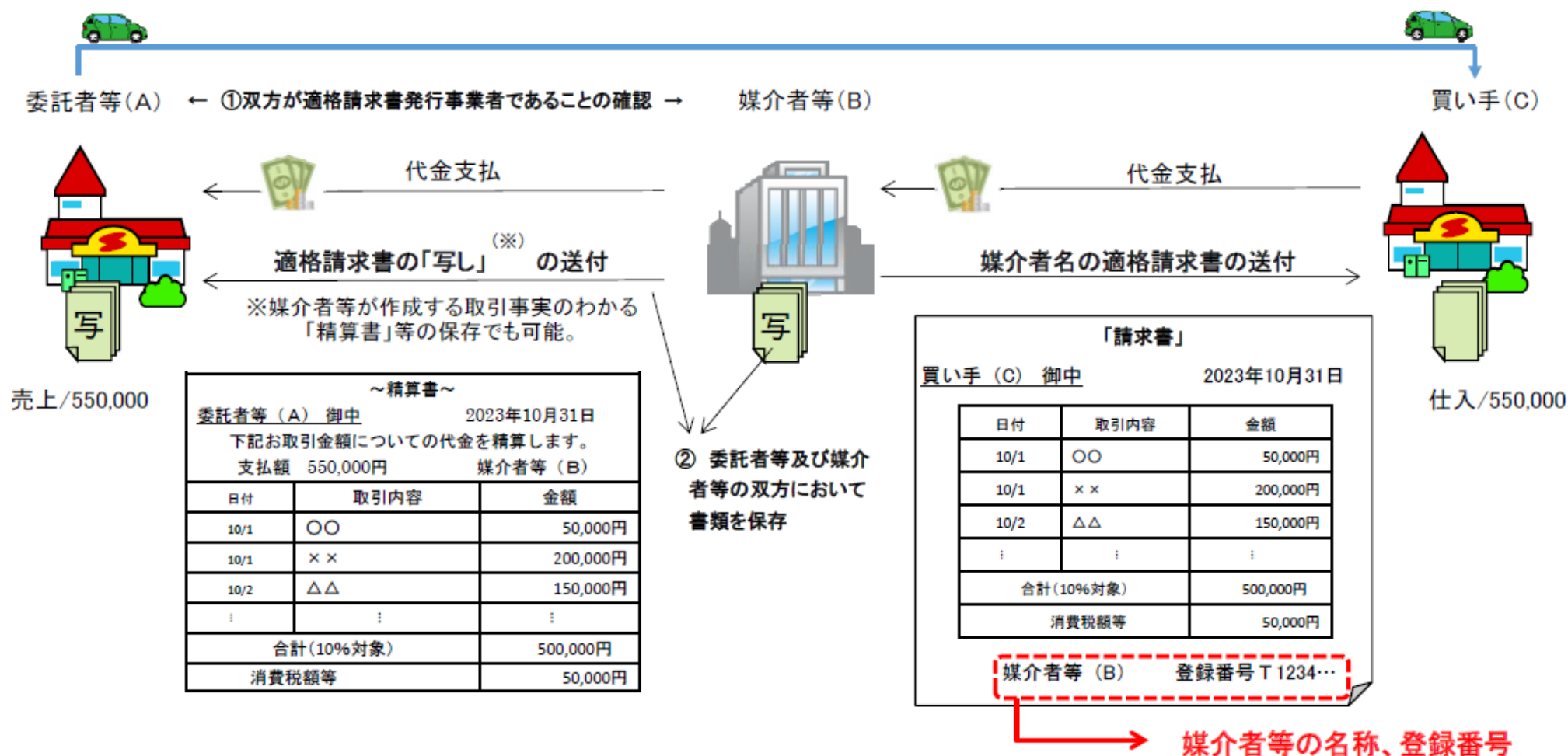
(注)

「飲食はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料品を飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

○ 媒介者等による適格請求書等の交付の特例

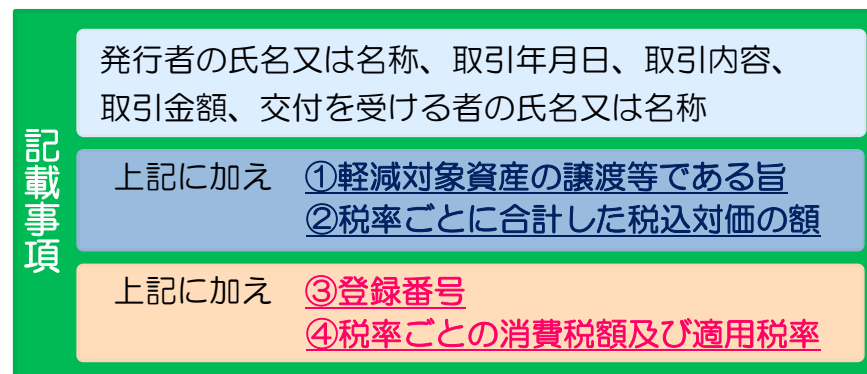
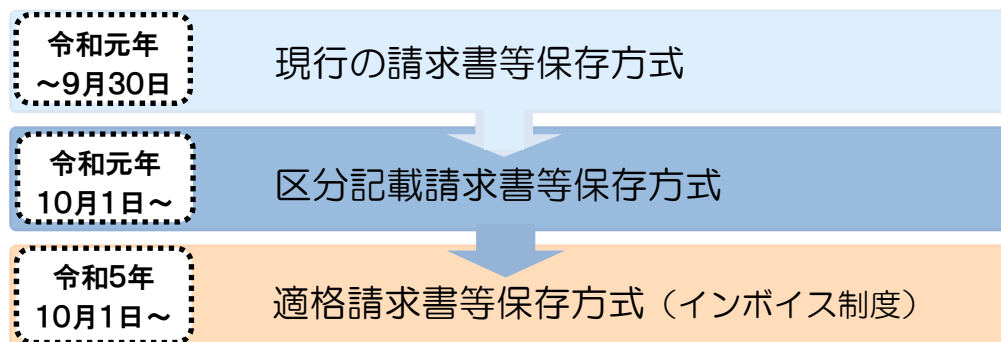
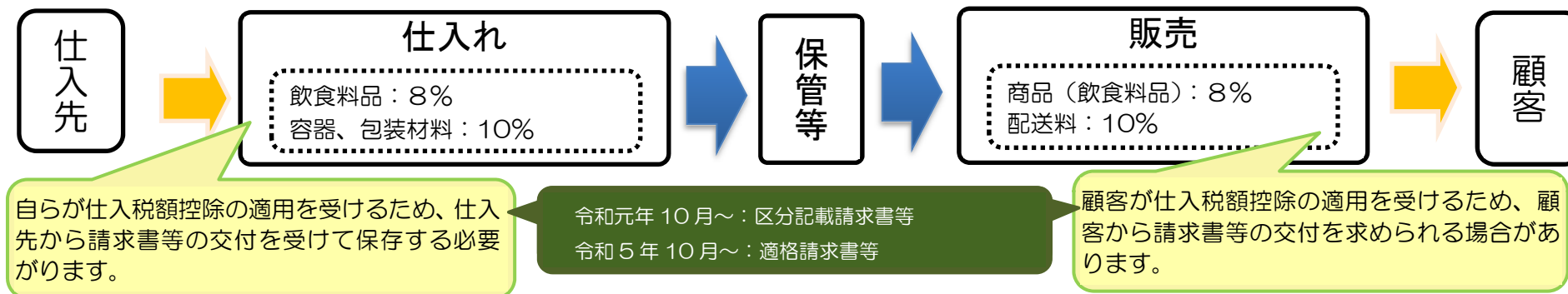
- 適格請求書発行事業者の行う課税資産の譲渡のうち、媒介・取次業務を行う媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して行うものについては、当該媒介者等が自己の氏名又は名称、登録番号を記載した適格請求書等を委託者等に代わって交付することが可能です。



3 請求書等の保存に関する留意点

○ 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等の変更点

- ・ 軽減税率制度の実施に伴い、税率が複数となることに対応した請求書等の保存については次のとおり変更されます。
令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までは、「区分記載請求書等保存方式」
令和 5 年 10 月 1 日からは、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）
- ・ 「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載事項に加え、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する必要があります。
また、「適格請求書等保存方式」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額及び適用税率を記載する必要があります。（※「税率ごとに区分して合計した対価の額」は税抜又は税込）



○ 帳簿及び請求書等の記載事項の比較

帳簿の記載事項

(現行) 請求書等保存方式

総勘定元帳（仕入）			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	129,600

・課税仕入れの相手方の氏名又は名称
・課税仕入れを行った年月日
・課税仕入れに係る内容
・課税仕入れに係る支払対価の額

(令和元年10月～) 区分記載請求書等保存方式

総勘定元帳（仕入）			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000
11	30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200

※軽減税率対象

現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。

(令和5年10月～) 適格請求書等保存方式

総勘定元帳（仕入）			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000
11	30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200

※軽減税率対象

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

請求書等の記載事項

請求書

〇〇御中 XX年11月30日
11月分 125,600円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合 計		129,600円

△△商事㈱

・書類の作成者の氏名又は名称
・資産の譲渡等の年月日
・課税資産の譲渡等に係る内容
・課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
・書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

〇〇御中 XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合 計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円

※軽減税率対象 △△商事㈱

現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。
①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに合計した税込対価の額
※①及び②の追加記載事項は受領者の追記可

請求書

〇〇御中 XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合 計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△商事㈱
登録番号 XXXXXXXX

区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。
③登録番号
④税率ごとの消費税額及び適用税率
※税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。

① 軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した税込対価の額

③登録番号

④税率ごとの消費税額及び適用税率

○ 区分記載請求書等の記載事項に関する留意点

《「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載》

- ・ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、※印などの記号を用いる方法、税率ごとに商品明細を区分する方法、税率ごとに請求書等を分ける方法など、客観的に明らかといえる程度の表示が必要です。

※ すべてが軽減税率の対象である場合には、「全商品が軽減税率対象」と記載するなどにより明らかにします。この場合、「税率ごとに合計した税込対価の額」について標準税率分の対価の額を0円と表示することは必要ありません。

《一定期間のまとめ記載》

- ・ 日々の取引は納品書等に記載し、一定期間まとめて請求書を交付する場合において、納品書等と請求書の相互の関連性が明確であるときは、これらの書類全体で記載事項を満たすことも可能です。

《請求書等への追記》

- ・ 仕入先から交付を受けた「区分記載請求書等」について、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない場合は、取引の事実に基づき、①、②の事項に限り、自ら追記することも可能です。

※ 免税事業者からの仕入れにつき、仕入税額控除を行う場合であっても、これまでの請求書等に①、②の記載事項のある区分記載請求書等の保存が必要です。ただし、①、②の記載がない場合には、追記で対応することも可能です。

参 考

～ 適格請求書等保存方式（令和5年10月～）を見据えたシステム改修 ～

適格請求書として必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなるため、適格請求書の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。

※ 適格請求書には、登録番号の記載が必要（登録の申請は、令和3年10月1日から受付開始）です。

※ 区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに合計した税込対価の額」については、適格請求書の記載事項である「税率ごとに合計した税抜対価の額及び消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

（「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載）

問 13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

【答】「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに 10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます（軽減通達 18）。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

（参考）「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載例

① 記号・番号等を使用した場合

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した税込対価の額を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

② 同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①② 8%対象小計		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
①② 10%対象小計		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

③ 税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合

請求書		
(軽減税率対象) ①		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
② 合計		43,200円

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
② 合計		88,000円
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

○ 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）の留意点

《登録制度の概要》

- ・ 課税事業者が適格請求書を発行するには、所轄税務署長に申請し、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。
- ・ 「適格請求書発行事業者」の登録は、適格請求書等保存方式が導入される2年前の令和3年10月1日から登録申請の受付が開始されます。

※ 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けるには令和5年3月31日までに申請が必要です。

- ・ 交付を受けた請求書の作成者が適格請求書発行事業者か否かは、インターネットを通じて登録番号を基に確認できる仕組みとなります。
- ・ 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者： T+法人番号、それ以外の課税事業者： T+13桁の数字

《適格請求書の交付義務等》

- ・ 適格請求書発行事業者には、販売先（課税事業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められた場合に、交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、タクシー業などのように不特定かつ多数の者と取引を行う事業を行う場合には、適格請求書の交付に代えて、適格請求書よりも記載事項の少ない適格簡易請求書を交付することができます。

※ 交付困難な取引（3万円未満の公共交通取引、自動販売機取引等）は、交付義務が免除される特例があります。

※ 誤りがあった場合、修正適格請求書の交付義務があります。また、不正交付に対しては罰則があります。

《仕入税額控除のための適格請求書の保存の特例》

- ・ 適格請求書の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。

※ 3万円未満の取引について、一律、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする現行の取扱いが廃止されます。

《免税事業者からの仕入れ》

- ・ 免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができません。

※ 経過措置として令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和11年9月30日までは同50%が仕入税額控除可能です。

《電磁的な記録による交付・保存》

- ・ 適格請求書の電磁的記録（いわゆる電子インボイス）による提供、保存も可能です。

4 軽減税率制度の実施に伴う価格表示の留意点

○ 同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示

- 軽減税率制度の実施に伴い、テイクアウト等及び店内飲食のいずれの方法でも飲食料品を提供する外食事業者やイー
トインスペースのある食品小売事業者では、同一の飲食料品の販売につき、適用される税率が異なる場面があるため、
価格表示の具体例を記載したガイドラインが示されています。
- 具体的な表示方法は、①テイクアウトと店内飲食の両方の税込価格を表示する方法、②どちらか片方のみの税込価
格を表示する方法、③テイクアウトも店内飲食も同一の税込価格として表示する方法があります。

【同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示】

異なる「税込」価格を設定する場合

① テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※ 下段はテイクアウトの
値段となります。

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

総菜パン	162円 (店内飲食 165円)
------	---------------------

(注) 両方の税込価格に併せて、税抜価格又は消費税額を併記
することも妨げられるものではない。

**② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか片方のみ
の税込価格を表示**

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		出前メニュー	
ハンバーガー	330円	かけそば	756円
オレンジジュース	165円	天ぷらそば	972円
〇〇セット	550円	天井	864円

※ テイクアウトの場合、税率
が異なりますので、別価格と
なります。

※ 店内飲食の場合、税率
が異なりますので、別価格
となります。

【イートインスペースのある小売店等の価格表示】

(商品棚の価格表示)	(店内掲示等)
総菜パン 162円	店内飲食される場合、税 率が異なりますので、別 価格となります。

(注) 景品表示法上の有利誤認表示に該当する恐れもあり、また、
消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内
飲食(又はテイクアウト等)では価格が異なる旨の注意喚起を
行うことが望ましい。

「税込」価格を統一する場合

③ 一の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		メニュー	
チーズバーガー	350円	かけうどん	600円
リンゴジュース	180円	天ぷらうどん	800円
△△セット	600円	かつ丼	850円

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

あんパン	170円
------	------

(参考) 適正な転嫁等の観点から以下の点に留意

- ① 「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しか頂きませ
ん」といった表示は転嫁阻害表示に該当
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合
には、消費者から問われた際に、ガイドラインに挙げた具体例
も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる

消費税価格転嫁等総合相談センター相談対応状況

問 販売している商品について、店内飲食と持ち帰りの両方が可能な場合について、軽減税率実施後の価格表示は例えば「1000円＋税」という表示でよい。

【答】消費税転嫁対策特別措置法に基づき、総額表示義務の特例として、令和3年3月31日までの価格表示については、税込価格と誤認されないような対応が
なされていれば、税抜価格による表示も可能となっています。そのため、「1000円＋税」という表示を行うことも認められますが、テイクアウト等と店内
飲食が行われる場合には、消費者の支払金額が異なることとなりますので、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するな
どの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置（令和元年9月現在）

※ 最新の情報についてはP17の各種HPをご覧ください

○ 「消費税軽減税率対策費補助金」及び「キャッシュレス決済・消費者還元事業」

《レジ・システム補助金（消費税軽減税率対策費補助金）》

- ・ 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注・請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助する制度です。

※本年より補助率が従来の「3分の2」から「4分の3」に引き上げられるなど拡充されました。

	複数税率対応レジ（A型）	電子的受発注システム（B型）	請求書管理システム（C型）
補助対象経費	レジ・タブレット本体、ソフトウェア、券売機、レシートプリンタ等	電子的受発注システムの改修、パッケージ製品の導入等	異なる税率を区分記載した請求書の発行システムの改修等
補助率	原則3／4以内	原則3／4以内	原則3／4以内
補助上限	レジ1台あたり20万円 ※商品マスタの設定が必要な場合は20万円加算。複数台申請1事業者200万円	発注システムのみ 1,000万円 受注システムのみ 150万円 受発注システム両方 1,000万円	1事業者あたり150万円以内 ※事務機器1台あたり20万円

※申請期限は令和元年12月16日まで。同年9月30日までに契約等の手続きを完了したもの。

ただし、B型は作業着手前の事前手続きが必要となるため、令和元年6月28日までに申請。

《キャッシュレス・消費者還元事業》

- ・ ①キャッシュレス決済端末、②決済端末の利用に必要な付属機器、③システム利用料、設置費用等、④タブレット、スマートフォン等、の導入費用の1／3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2／3を国が補助します。
- ・ 消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店等は2%を消費者に還元します。

※事業期間は令和元年10月～令和2年6月予定。令和元年4月から対象店舗の登録開始。

○ その他の支援措置

《IT導入補助金》

- ・ 中小企業・小規模事業者が、在庫管理システムや顧客管理システム等のソフトウェア・サービス等を導入する場合、上限額450万円、下限額40万円として、補助率2分の1以下で補助金を活用することができます。

《IT活用促進資金》

- ・ 軽減税率対象品目を取り扱う中小食品事業者が、電子計算機、周辺装置、末端装置及び関連設備を取得するために必要な設備資金について、日本政策金融公庫から融資を受けることができる資金があります。

《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》

- ・ 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該資産の合計額300万円を限度として、即時償却することができます。
 - ※ パソコンやソフト、中古品も対象となります。ただし、対象となった償却資産は固定資産税の対象になります。
 - ※ 中小企業者でも常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は対象になりません。

《商業・サービス業・農林水産業活性化税制》

- ・ 商業・サービス業者等（中小企業者に限る）が一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。
 - ※ 認定経営革新等支援機関等のアドバイス機関から経営の改善（売上高等の伸び率が年2%以上となる見込みなど）に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けたものに限ります。

《中小企業投資促進税制》

- ・ 中小企業者が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。

《消費税法改正に伴う会計ソフト修正費用の取扱いについて》

- ・ POSのレジシステムや受発注システム・経理システム等について、制度改正に対応するために行うソフトウェアの改修は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、費用として処理することができます。

軽減税率制度全般に関する相談窓口

- 消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)
専用ダイヤル 0120-205-553
- 消費税価格転嫁等総合相談センター
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)
専用ダイヤル 0120-200-040

軽減税率対策補助金事務局 (レジ・システム改修関係)

- 0120-398-111 (通話料無料)
(9:00～17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日でも受付)

ポイント還元お問合せ窓口 中小・小規模事業者向け (キャッシュレス・消費者還元事業関係)

- 0570-000655 (10:00～18:00 土日祝除く)

軽減税率制度に関するさらに詳しい情報

- 国税庁 Q&A
- 国税庁軽減税率 HP
- タックスアンサー
(簡易課税制度)



国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度説明会に関する情報

税務署では都道府県・市区町村ごと、食品産業センター・食品等流通合理化促進機構はブロックごとに説明会を開催しています。お近くの説明会にぜひご参加ください。

● 税務署主催



● 食産センター主催



● 食流機構主催



軽減税率 説明会

検索

その他支援策・情報はこちら

- 食料産業局軽減税率特設サイト

「消費税軽減税率制度に関する情報」「支援措置に関する情報」



発行元

農林水産省 食料産業局食品流通課

☎03-3502-8111 (内線 4152)